

せせらぎ事業部コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人なごみ福祉会せせらぎ事業部（以下、せせらぎ事業部）が直面する、又は将来直面する可能性があるコンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、経営及び業務執行の健全かつ適切な運営を行う為の組織、及びコンプライアンス施策の実地・運営の原則を定める。

(コンプライアンス基本方針)

- 第2条 せせらぎ事業部部長及び管理責任者は、別に定める「せせらぎ事業部倫理規程」並びに「社会福祉法人なごみ福祉会せせらぎ事業部行動規範」の内容を理解し、業務遂行に際してはコンプライアンスを優先する。
- 2 せせらぎ事業部部長及び管理責任者は、部下の業務遂行に関してコンプライアンスの観点から常に確認し、コンプライアンス違反の発生防止のために適切な管理を行う。

(コンプライアンス推進体制)

- 第3条 当事業部にコンプライアンスの統括・責任部署としてコンプライアンス委員会を置く。
- 2 コンプライアンス委員会は、事業部担当理事をコンプライアンス担当委員長とし、事務局長（統括会計責任者）、事務局次長（総務・人事担当責任者）、情報システム責任者、施設長、内部監査責任者を委員として構成される。（一部兼務有）
- 3 コンプライアンス委員は、コンプライアンス体制の整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。
- 4 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスに関わる事項を必要に応じて理事会に報告する。

(報告・連絡・相談ルート)

- 第4条 管理責任者及び職員は、当法人に関するコンプライアンス違反又はそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反行為」という）を発見した場合は、コンプライアンス委員会に報告する。
- 2 ヘルプライン制度（内部通報・相談窓口）
- (1) 当事業部は、内部通報を当事業部の内部統制の一環と位置付け、コンプライアンス違反行為を発見した者が、これを通報ないし相談するヘルプラインとして、下記の窓口を設置する。

・コンプライアンス委員会ホットライン（内部窓口）

電話 044-911-1315

FAX 044-911-0462

状況により、外部窓口（弁護士事務所等）の設置を行います。

- (2) 窓口利用者は、当事業部の職員（かつてその職にあった者を含む）、当事業部の取引先の職員、当事業部が運営する施設の利用者、同利用者の親族及び知人、同施設の近隣住民、及び、当事業部と関係する医療機関及び学校の関係者とする。
 - (3) 窓口利用者は、通報ないし相談に際し、匿名とすることができる。
当事業部は、窓口利用者が実名とした場合、その個人情報を開示してはならない。
 - (4) 当事業部は、窓口利用者が不正目的で行ったものではない限り、窓口利用者に対していかなる不利益な取扱いをしてはならない。
 - (5) コンプライアンス委員会は、通報・相談が予想される当事業部内外の関係者に対し、窓口の存在を周知しなければならない。
 - (6) 窓口担当者は、通報内容が虐待に関するものである場合、別表1記載のとおり法令にもとづく行政機関に対する通報ないし通告を速やかに行うとともに、虐待を受けた本人の希望があるときは、本人による行政機関に対する届出サポートをする。
 - (7) 窓口は、リスク情報の管理などの一元化をはかるため、窓口に対する通報・相談内容が、当事業部の運営する施設利用者及びその親族からの苦情に関する場合には、苦情解決制度による苦情受付担当者として、個人情報の取扱いに関する苦情の場合においては、個人情報の苦情処理窓口として、通報・相談を受けた上、解決処理担当者への連絡を行う。
- 3 窓口は、重要な通報内容については、受付後速やかに監事及び会計監査人に連絡するものとする。
 - 4 窓口が通報・相談を受けた後の対応（調査・是正措置・再発防止策の実施その他）については、コンプライアンス委員会の統轄の下に実施する。その際の手続等については、別途、内部通報制度運用規程において定めるが、調査の要否決定、調査内容と結果、解決案の内容、是正措置、再発防止策案、所轄庁・行政機関等への報告内容、事実関係・再発防止策等の公表内容については、それぞれ、稟議等所定の決済承認手続を得ることとする。
 - 5 社会福祉法人なごみ福祉会の他の事業部や施設において、コンプライアンス違反行為等を発見した場合は、コンプライアンス委員会（当事業部の窓口を含む）へ報告する。コンプライアンス委員会は秘密厳守及び情報連絡行為による連絡者本人への不利益取扱いがないことを保証した上で、第2項から第4項に準じて対応するものとする。

附則

(実施時期)

第1条 この規程は、平成30年9月1日より施行する。